

## 和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の区域に所在する店舗において、エネルギー消費がより少ない家電製品に買い替えた者に対し、予算の範囲内で和泉市省エネ家電買替促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、エネルギー価格の高騰による市民生活への影響を軽減し、及び温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家電製品 エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫をいう。
- (2) リサイクル処理 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を同法第6条の規定により排出することをいう。
- (3) 多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。次号において「告示」という。）に規定する多段階評価点をいう。
- (4) 多段階評価 告示に規定する多段階評価をいう。
- (5) 省エネ家電 次に掲げる家電製品をいう。ただし、新品かつ未使用品に限り、中古品を除く。
  - イ 多段階評価点が2以上のエアコン
  - ロ 多段階評価点が3以上の電気冷蔵庫
  - ハ 多段階評価点が3以上の電気冷凍庫
- (6) 買替え 次に掲げるいずれにも該当する行為をいう。
  - イ 自らが居住し、かつ、本市の区域に所在する住宅で使用している家電製品（平成27年以前に製造されたものに限る）をリサイクル処理により処分すること。
  - ロ イの規定により処分する家電製品と同種の省エネ家電を本市の区域に所在する店舗で購入（リース又はレンタルは含まない。）すること。ただし、当該処分する家電製品の数を上限とする。
  - ハ ロの省エネ家電を自らが居住する本市に所在する住宅に設置すること
- (7) 補助対象経費 買替えに要する費用のうち、省エネ家電の購入に要する費用（当該省エネ家電を設置するために必要な工事に要する費用を含み、消費税及び地方消費税並びに輸送費を除く。）とする。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請のあった日において、本市に住所を有すること。
- (2) 本人又は同一世帯に属する者が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助金の対象行為）

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、令和6年2月19日以降に行った買替えであって、補助対象経費の合計額が5万円以上のものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費の合計額が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費の合計額が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費の合計額が5万円以上10万円未満の場合 1万円

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付し、令和6年3月15日から令和6年8月30日までに市長に申請しなければならない。なお、申請書兼請求書の提出に代え、市長が別に指定する方法（電子申請）により、申請することができる。

- (1) 補助対象家電の購入及びその設置に係る費用を確認できる領収書等の写し
- (2) 製造事業者が発行した補助対象家電の保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）（排出者控え）の写し
- (4) 申請者本人が確認できるマイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）又は運転免許証等の写し
- (5) 第2条第1項第6号イの規定により処分する家電製品の製造年が分かる書類の写し又はカラー写真
- (6) 補助金の振込先の口座情報が確認できるものの写し
- (7) その他市長が必要であると認める書類

2 前項の規定による申請は、先着順に受付する。また、申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、申請の受付を停止するものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、申請内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、審査のうえ、補助金の交付又は不交付を決定したときは、和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）又は和泉市省エネ家電買替促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 補助金交付申請をする者は、当該補助金交付申請と同時に、申請書兼請求書により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(状況調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けたものに対し補助対象家電の設置状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。
- (4) その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により、交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、被交付決定者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(条件)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助の交付を受けた日から、買替えをした省エネ家電の耐用年数の残存期間を経過するまでの間に、当該省エネ家電を廃棄若しくは譲渡し又はそれらの行為により収入を得た場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (2) 補助対象行為により買替えをした省エネ家電を前号に規定する期間を経過する前に滅失したときは、市長にその旨を届け出ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年2月19日から施行する。

和泉市長 あて

和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付申請書兼請求書

和泉市省エネ家電買替促進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請をします。また、補助金の交付決定がなされたときは、下記の金融機関の口座に補助金を振り込んでいただきますよう請求します。

記

申請者情報	住所	〒594- 和泉市		
	ふりがな		T	(自宅) - -
	氏名		E	
			L	(携帯) - -
	E-mail	@		

※平日の日中に連絡可能な連絡先を複数ご記入ください。

	購入家電①	購入家電②
対象機器	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫（冷凍庫）	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫（冷凍庫）
購入日	令和6年 月 日	令和6年 月 日
メーカー名	<input type="checkbox"/> パナソニック <input type="checkbox"/> ダイキン工業 <input type="checkbox"/> 三菱電機 <input type="checkbox"/> 日立 <input type="checkbox"/> 富士通ゼネラル <input type="checkbox"/> 東芝 <input type="checkbox"/> シャープ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> パナソニック <input type="checkbox"/> ダイキン工業 <input type="checkbox"/> 三菱電機 <input type="checkbox"/> 日立 <input type="checkbox"/> 富士通ゼネラル <input type="checkbox"/> 東芝 <input type="checkbox"/> シャープ <input type="checkbox"/> その他 ( )
機種名（型番）		

※記入欄が足りない場合は申請書を複数枚使用してください。

補助対象経費合計 【税抜き価格】	円	※税抜き価格を記入してください。
交付申請額	補助対象経費合計が 5万円以上10万円未満 → 10万円以上15万円未満 → 15万円以上 →	<input type="checkbox"/> 1万円 <input type="checkbox"/> 2万円 <input type="checkbox"/> 3万円

※補助対象経費：省エネ家電の購入に要する費用  
(工事費を含み、消費税及び輸送費を除く。)

**裏面も記入必須です。**

**記入漏れがある場合は、手続きに遅れが生じます。**

振込指定口座 ※申請者本人の口座をご記入ください。												
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 信用金庫						支店 名	支店 出張所				
口座番号							種別	普通 ・ 当座				
口座名義人カナ												
ゆうちょ銀行	記号 (5桁)					番号 (最大8桁)						
口座名義人カナ												

<p>私は、下記事項を誓約・同意いたします</p>	<p>→</p> <p>右欄に✓を入れてください</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市省エネ家電購入促進補助金交付要綱の内容を了承しました</li> <li>・和泉市が保有する住民基本台帳情報を確認することに同意します</li> <li>・和泉市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しません</li> <li>・市税の滞納はしていません</li> <li>・本人又は同一世帯に属する者が、本補助金の交付を受けていません</li> <li>・補助金の交付後、申請内容に虚偽が判明した場合や、交付の決定の内容に違反することが判明した場合は補助金を返還します</li> </ul>		

— 《添付書類》 下記書類6点を必ず添付してください —

<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 領収書等の写し（購入日、購入金額の内訳、購入品名、購入店舗の所在地が記載されているもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 製造事業者が発行した補助対象家電の保証書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 買替前の家電の家電リサイクル券（排出者控え）の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類 （マイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）又は運転免許証等の写し）</li> <li><input type="checkbox"/> 買替前の家電の製造年が平成27（2015）年以前であることがわかる書類の写し 又はカラー写真（買替前の家電製品の型番や品番が併記されていること）</li> <li><input type="checkbox"/> 補助金の振込先の口座番号のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し</li> </ul>
---

様式第2号（第7条関係）

和泉環第〇〇号  
年 月 日

住所

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市省エネ家電買替促進事業補助金  
交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付け申請の和泉市省エネ家電買替促進事業補助金の交付については、和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき審査し、下記のとおり交付を決定及び確定したので、通知します。

記

◇補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第7条関係）

和 泉 環 第 〇 〇 号  
年 月 日

住所

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

**和泉市省エネ家電買替促進事業補助金  
不交付決定通知書**

年 月 日付け申請の和泉市省エネ家電買替促進事業補助金の交付については、和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき審査し、下記の理由により不交付となりましたので通知いたします。

記

不交付理由：

様式第4号（第10条関係）

和 泉 環 第 ○ ○ 号  
年 月 日

住所

○○ ○○ 様

和泉市長 ○○ ○○ 印

和泉市省エネ家電買替促進事業補助金  
交付決定取消通知書

年 月 日付和泉環第 号で交付及び確定の決定をした和泉市省エネ家電買替促進事業補助金について、次のとおり取り消したので、和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

記

1. 補助金取消金額 金 円
2. 補助金取消後金額 金 円
3. 取消理由